住民自治協議会設立ハンドブック

（第1版）

東広島市

平成22年8月

目　次

第１章　住民自治協議会設立に至るまで　1
　１　検討会を実施します　2
　２　各種団体・住民へ呼びかけましょう　2
　３　設立準備団体を設置します　3
　４　地域まちづくり計画を作成します　4
　　（１）地域まちづくり計画の位置づけ　4
　　（２）掲載する項目は？　5
　　（３）地域まちづくり計画の作成手順　6
　５　組織構成を検討しましょう　10
　６　事業計画・予算を作成します　16
　　（１）財源の確認　16
　　（２）事業計画・予算の作成　17
　７　規約を作成します　17
　８　いよいよ、設立総会の開催です　18

第２章　協議会の設立後について　19
　１　構成団体の活動について　19
　２　新しい団体・人材の参画について　19
　３　地域住民への呼びかけ・お知らせについて　20

巻末資料　21
　１　住民自治協議会の規約例　21
　２　設立準備団体の規約例　24
　３　他市における組織構成例　30

第１章　住民自治協議会設立に至るまで

○設立総会までの流れ　※あくまで一例です。

検討会の開催
地域の主な団体の会長等により、設立準備団体の設置方法等について話しあいます。
2ページ

↓

参加の呼びかけ
検討会開催時には参加していなかった各種団体や地域住民などに、設立準備会の参加を呼びかけます。
2ページ

↓

設立準備団体の設置
設立準備団体の規約等を定め、「設立支援申請書」を提出すると、市の設立支援を受けることができます。
3ページ

↓ → 補助金交付申請書の提出（任意）

地域まちづくり計画の策定
住民自治協議会の基本計画です。地域での話しあいにより、将来目標や行動計画、活動の優先順位などを定めます。
4ページ

↓

組織構成の検討
総会や理事会、部会等の機関、会長・副会長等の役員など、地域の実態に応じた組織構成を検討します。
10ページ

↓

事業計画・予算の作成
初年度の活動内容を決め、収支の予算案を作成します。地域まちづくり計画や規約と同じく、設立総会の議決事項の一つです。
16ページ

↓

規約の作成
これまでの話しあいをもとに、住民自治協議会の規約を作成します。規約には必須項目と任意項目の２種類があります。
17ページ

↓ → 役員へ設立総会の開催を通知

設立総会の招集・開催
規約で定めた役員を招集し、設立総会を開催します。規約や地域まちづくり計画等が議決されれば、市への認定申請の準備が整います。
18ページ

１　検討会を開催します

住民自治協議会の設立準備団体の設置に向けて、行政区長を始め、地域生涯学習のまちづくり協議会など、地域で活躍する主な団体の会長等による検討会を開催します。

この中で、設立準備団体の会則や構成員、住民自治協議会設立までの大まかなスケジュール等について話しあいます。

●検討項目

〇設立準備団体の規約 ※
〇設立準備団体の構成員・役員
〇住民自治協議会設立までの大まかなスケジュール　など

※設立準備団体の規約例は、21 ページをご覧ください。

２　各種団体・住民へ呼びかけましょう

住民自治協議会の設立準備団体には、地域に強い活動基盤を持つ行政区長や自治会等をはじめ、より専門的な立場から地域課題を解決しようとする各種団体や、地域づくりに意欲のある地域住民等に参画してもらうことが望ましいと考えられます。

そこで、検討会の開催時には参加していなかった各種団体や地域住民等への呼びかけや周知を行います。

具体的な方法としては、地域での会合・寄り合いにおける呼びかけ、回覧板による公募・周知などが考えられます。

３　設立準備団体を設置します

検討会で選考された構成員や参加の呼びかけに応じられた方々により、住民自治協議会の設立準備団体を設置します。

設立準備団体の設置後は、その構成員を中心に、地域まちづくり計画や規約の話しあいが行われることになります。

なお、「設立支援申請書」を市に提出することにより、ファシリテーター（専門家）の派遣や、設立支援補助金の交付を受けることができます。

設立支援や補助金交付を受けるためには、以下の書類が必要です。

●設立支援申請に必要なもの

〇設立支援申請書　〇設立準備団体の規約 ※1　〇構成員及び役員の名簿
〇活動計画書 ※2　〇収支予算書 ※2

※１　規約の目的に小学校区単位のまちづくりや住民自治を明記している組織が、そのまま設立準備団体に移行する場合、新たな規約の作成は必要ありません。
※２　活動計画書と収支予算書は、補助金交付を受けない場合は必要ありません。

●受けられる支援

①ファシリテーターの派遣
・専門的な助言を始め、話しあいの司会進行、規約や地域まちづくり計画の作成支援を行います。
・要請に応じて、地域での人材育成の支援を行います。

②設立支援補助金の交付
・設立準備支援と初期活動支援※ を合わせて、１小学校区（一部旧小学校区を含む）あたり、30 万円を上限として交付します。
・補助率は、補助対象経費の 10/10 です。

※　初期活動支援は、設立された年度内の活動が対象です。翌年度は交付金が交付されるため、この補助金は利用できません。

４　地域まちづくり計画を作成します

（１）地域まちづくり計画の位置づけ

①地域まちづくり計画とは

地域まちづくり計画は、地域の課題を整理したうえで、将来的に地域をどのような姿にしたいのかという夢や基本方針をまとめたものであるとともに、具体的な活動をいつ実施するのかといった、中長期的な行動計画の側面も持っています。

この計画は、住民自治協議会にとって、もっとも大きな柱となる基本計画に位置づけられることから、策定することを、住民自治協議会の認定要件の一つにしています。

地域まちづくり計画の位置づけ

①住民自治協議会の活動の柱となる基本計画
②将来的に地域をどのような姿にしたいのかという夢や基本方針
③活動の大まかな実施時期を記した中長期的な行動計画（住民自治協議会の予算や事業計画の土台）
④住民自治協議会の認定要件の一つ

②計画期間

計画の期間は、１０年程度とし、具体的な行動計画は５年までとします。

③受けられる支援

〇ファシリテーターの派遣（再掲）
〇設立支援補助金の交付（再掲）

（2）掲載する項目は？

地域まちづくり計画に掲載する項目は、①必須項目と②任意項目の２種類に分かれます。

①必須項目

以下の項目は、必ず記載するようにしてください。

	項目	内　　容
1	将来目標 (地域の理想像)	地域の目指すべき将来像、将来像を実現するための方針です。
2	テーマ設定	将来目標の達成に向けて、テーマごとの基本目標を立てます。 テーマには、地域づくり、防災、防犯、健康、地域福祉、環境、子ども、生涯学習などが考えられます。
3	テーマ別の 行動計画	テーマごとに、活動内容を記載します。 また、活動の優先順位、おおよその予算規模、取りかかりやすさ等を考慮して、大まかな実施時期を記載します。 ９ページの作成例もご覧ください。 ＜活動の実施時期の区分＞ 実 施 中……現在実施中のもの 短　　期……概ね３年以内に着手・検討が可能なもの 中　　期……概ね３年から５年以内に着手・検討が可能なもの 長　　期……概ね５年から 10 年以内に着手・検討が可能なもの 将来課題……検討すべき課題と考えるが、現時点では実現が難しいもの
4	優先順位決定	短期、中期、長期の活動内容ごとに優先順位を設定します。 ＜優先順位の区分＞ Ａ…住民の意識が非常に高く、最優先で実施すべき事業 Ｂ…住民の意識は比較的高く、優先して実施すべき事業 Ｃ…住民の意識は高くないが、実施が必要な事業。
5	実施主体 役割分担	この計画に記載する活動の実施主体は、住民自治協議会を基本とし、協働により実施することが望ましい事業も記載します。 その区分を活動ごとに整理します。 ＜実施主体の区分＞ 自　主……住民自治協議会が実施するもの （可能な範囲で担当部会の明記） 協　働……行政、または他の組織との協働により実施するもの
6	資金計画	活動ごとに、どの財源を用いるかを整理して記載します。 具体的な金額まで記載する必要はありません。 ＜財源の種類＞ 自己財源……会費等の自己財源で実施するもの 交 付 金……市の交付金で実施するもの そ の 他

②任意項目

その他の項目は地域ごとに自由に記載してください。

たとえば、次の項目などが考えられます。

項目
○　会長あいさつ
○　地域の概要（これまでのまちづくりの経緯等、地域運営・取組状況、住民意識…）
○　地域の課題（長所・問題点等の把握、社会動向等からの地域の将来展望など）
○　策定経緯
○　策定メンバー
○　推進体制

（3）地域まちづくり計画の作成手順

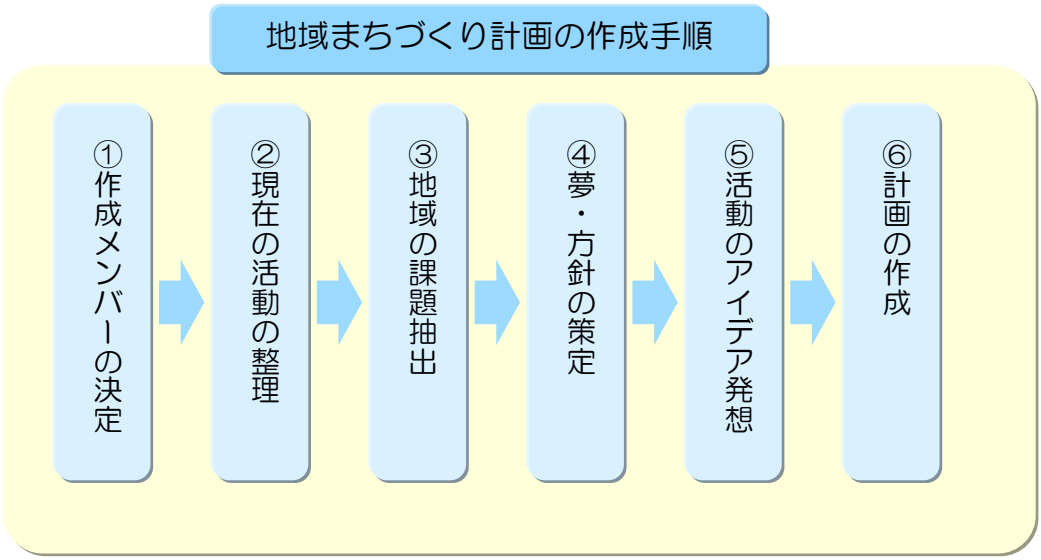

①作成メンバーの決定

地域まちづくり計画を作成するメンバーを決定します。

このメンバーは、設立準備団体の構成員が中心となることが考えられます。

福祉チーム、防災・防犯チームといった形で、テーマごとにチームを分けて作成し、最後に一つに合わせるという手法もあります。

②現在の活動の把握

現在、地域内において、どの団体がどのような活動を行っているのかを整理します。

こうすることで、地域における活動状況が明らかになり、活動の重複を整理したり、相互にカバーしあうことが可能な部分を確認することができます。

事業	4	5	6	7	8	9	10
ＰＴＡ		草刈り					
地区社協						ウォーキング	
公衆衛生推進協議会		草刈り					
老人会						ウォーキング	

合同で開催するなど、統合できる可能性がある事業

③地域の課題と特色の抽出

夢や基本方針を作成するにあたって、まず、地域にどんな課題や特色、ニーズ等があるのかを把握します。

把握の仕方にはさまざまな手法が考えられますが、たとえば次のような手法があります。

＜考えられる手法＞

・住民アンケート
・まち歩き（実際に地域を歩いてみて、課題や魅力を発掘する）
・各団体からの聞き取り　　・地域住民を交えたワークショップ　等

●子どもや高齢者、事業者、最近住まれるようになった方の視点も重要です。
●専門家や外部の方に客観的に見てもらい、意見を聞くことも有効です。

④夢・基本方針づくり

抽出した課題や特色等をもとに、「この地域をこんなまちにしたい」という夢＝将来像を描きます。この「夢」は分野ごとに複数あってもかまいません。

この「夢」を実現するためのおおまかな方針を立てます。

⑤活動のアイデア発想

基本方針に沿って、地域課題を解決し、夢を実現するためにはどのような活動を実施していけばよいか、アイデアを出しあいます。

たくさんのアイデアを自由に発想しながら、地域にとって必要かつ効果的な事業を考えていきます。従来の活動の統合、必要な新しい活動、その実施主体等を検討していきます。

⑥行動計画の作成

地域で実施すべき活動が見えたら、その活動の緊急性や重要性に応じて、優先順位をつける作業をしていきます。

＜行動計画の作成例＞

環境活動

事業	実施主体	実施時期
ホタルの生育環境の復活	環境部会 （子ども会、ボランティア）	すぐ
放置ゴミの清掃活動	環境部会 （公衛協、ボランティア）	１年後
道端ガーデニング事業	環境部会 （各自治会、女性会）	すぐ

防災・防犯

事業	実施主体	実施時期
徒歩パトロール事業	防災・防犯部会 （各自治会、ＰＴＡ）	すぐ
青色回点灯つき車両による見回り事業	防災・防犯部会 （各自治会、老人クラブ）	３年後
災害時の連絡体制の構築	防災・防犯部会 （各自治会、自主防災組織）	１年後

●
●
●

ハード事業、ソフト事業の両方が考えられますが、費用（予算）のことも視野に入れてください。

⑦地域住民への周知

作成した地域まちづくり計画（必要に応じて概要版）を、地域の団体や住民に対して周知します。

周知時期は、設立総会の開催時期が一般的だと思われますが、素案のできた時点で回覧等を行い、意見を募集することも有効だと思われます。

●計画を“絵に描いた餅”にしないためにも、内容を地域住民に周知し、理解してもらう必要があります。

●地域の夢の実現や課題解決に向けて、地域一体で取り組もうという雰囲気を作っていくことが重要です。

5　組織構成を検討しましょう

地域の実態や地域まちづくり計画に応じた組織構成を検討します。

小学校区に住民自治を目的とした組織が既にある場合は、従来の組織を発展的に移行することも可能です。（ただし、その場合、住民自治協議会設立の要件を満たすために、規約の改正等の手続きが必要になることがあります。）

＜組織構成のイメージ（機関・役職はあくまで一例です）＞

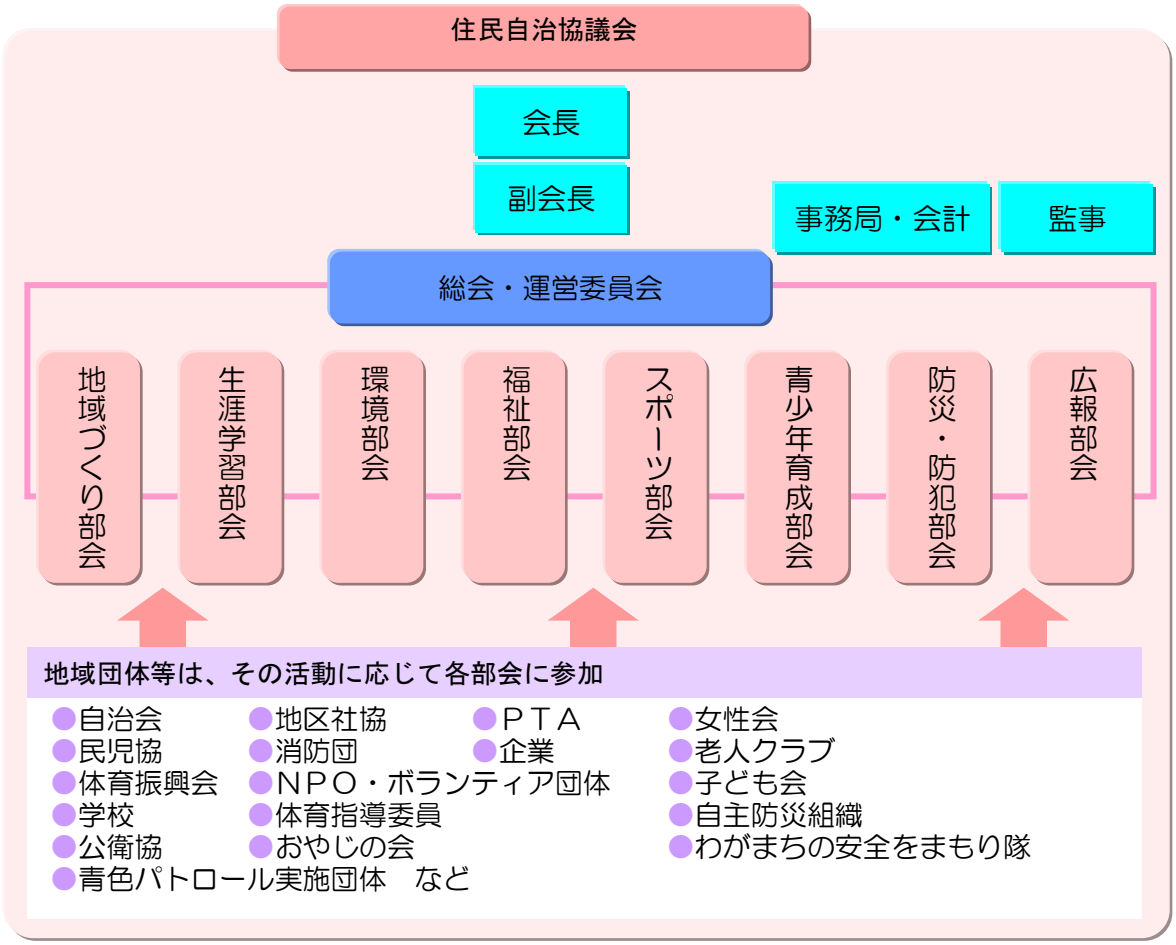

※他市の組織構成例を 30 ページより掲載していますので、参考にしてください。

（１）組織の構成

住民自治協議会の組織構成は、地域の実情に合わせて自由に決めることができます。
ただし「総会」は必須機関となります。

＜設置する機関の例＞

区分	機関	役　　割
議決機関	総会※必須	住民自治協議会の最高議決機関となります。 定期総会や臨時総会において、予算や事業計画の承認、会長、副会長等の選任、規約の制定や改廃、その他の重要事項の決定を行います。
	理事会	常設の議決機関です。 事業計画や予算案の作成を行います。 総会の議決を要しない事項について、議決を行います。 役員会などの名称も一般的です。
	総務運営会議	各部会にかかる課題や活動内容について、連絡、調整を行います。 運営委員会などの名称も一般的です。 他市では、理事会と一体になっているところもあります。
執行機関	部会	それぞれの部会における活動について、活動計画の作成、活動の実施、報告等を行います。

（2）部会の構成

市では、より活動しやすい組織にするため、機能的な部会制の導入を推奨します。

例えば、地域の防災・防犯に関しては、ＰＴＡによる児童・生徒の安全誘導活動、学校安全ボランティアによる見守り活動、消防団による防火活動といったように、各団体が様々な取り組みを行っていますが、防災・防犯に関する活動を行う部会を設置することで、各団体が連携しながら地域一体となって活動でき、その効果が一層大きくなると考えられます。

＜部会の例（あくまで一例です）＞

部会名	主な活動内容の例
地域づくり部会※	自治会間や、自治会と住民自治協議会の連絡調整、自治会を通じた伝達事項の周知など ※自治会は住民自治協議会の中核的な構成組織であることから、市では、このような連絡調整の場を用意されることを推奨します。
総務部会	各部会の連絡調整、活動の実施状況の確認、他の部会に属さない活動の企画・運営など
生涯学習部会	生涯学習の推進、子どもの体験学習、とんどの作り方指導、地域伝統芸能の保存など
環境部会	リサイクル運動、清掃活動、花いっぱい運動、里山の整備・植樹など
健康・福祉部会	健康サロン、ウォーキングマップ作成など
スポーツ部会	市民スポーツ大会の参加、区民運動会、ハイキングなど
青少年育成部会	青少年の日のイベント、夏休み安全教室、親子料理教室など
防災・防犯部会	災害時の連絡体制の構築、危険箇所点検、下校時パトロールなど
広報部会	ホームページの整備、広報誌の発行、まち歩きマップの作成など

※部会の構成は、地域の創意工夫によって柔軟に設計することができます。

※他市でも、さまざまな考え方で部会が構成されていますので、30 ページ以降を参考にしてみてください。

なお、上記の例では、比較的細かく部会が構成されています。これを、「健康・福祉部会」と「スポーツ部会」を一緒にして「福祉・健康・スポーツ部会」としたり、「総務部会」と「広報部会」を一緒にして「総務・広報部会」とするなど、柔軟な構成が可能です。

また、部会名についても、「わくわく健康部会」や「ふれあい環境部会」のように、ユニークな名称をつけていただくことも可能です。

（3）役員について

①組織する役員の例

役職	役　　割	人数	役員
会長 ※必須	代表として住民自治協議会を総括します。 総会を招集して議長になります。	１名	○
副会長	会長を補佐します。 会長に事故があるときには会長の職務を代理します。	若干名	○
事務局長	住民自治協議会の各種事務をとりしきります。 各組織や行政との連絡調整を行います。	１名	△
会計	会計事務を行います。	１名程度	○
監事	予算や決算の監査を行います。	２名程度	○
部会長	各部会の代表として、運営にあたります	若干名	△
評議委員	総会において議題について評議・決定します。 協議会の運営・活動に関して意見を述べます。	20～40 名程度	△
相談役・顧問	地域の状況に応じて、地域の市議会議員等を相談役・顧問等に任命することが考えられます。	若干名	△

※上の役職はあくまで一例ですが、「会長」は必須の役員です。

※役員に位置づけるかどうかは地域ごとの判断となりますが、「○」印の役職は、役員となるのが一般的です。「△」印は、さまざまなケースがあります。

②役員の選出方法

評議委員は、地域の団体や住民の代表として、各団体や各自治会等からの推薦などにより選出し、会長、副会長、理事（理事会の構成員）等の役員は、評議委員の中から立候補・推薦の上、総会の議決を経て決定することが一般的です。

●女性や若年層（学生など）の登用、地域からの公募など、幅広い人材を活用することも検討してください。
●市としては、男女共同参画社会の実現の視点から、役員のうち３割以上を女性が構成することを期待しています。
●役員の任期等についても検討してください。

＜役員選出のイメージ＞

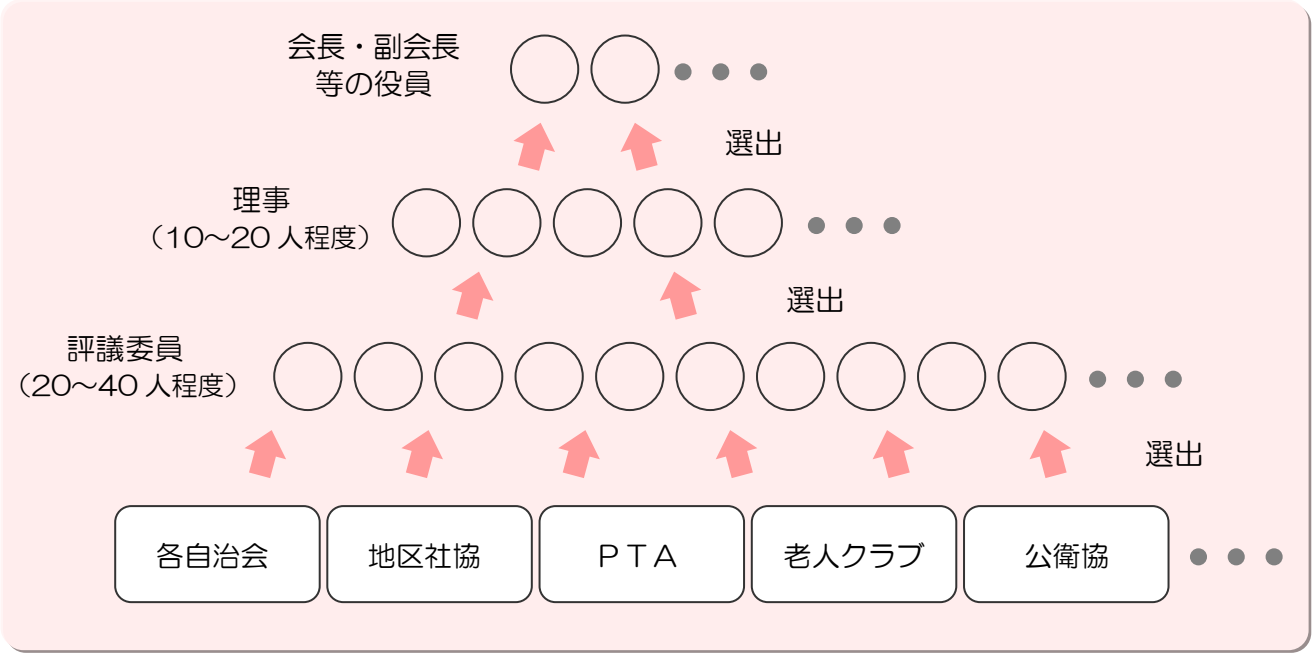

（4）名称

住民自治協議会の名称は自由に決めることができます。
ただし、区域を明確にするため、名称のどこかに必ず小学校区名を入れてください。
「小学校区」という語句については任意です。

例：△△小学校区 ⇒ △△まちづくり協議会、住民自治協議会「●●の里△△」等

（5）事務所の所在地

市では、住民自治協議会の活動の場（会合、市民情報活用サイトの運用、事務局スペース）を確保するために、平成 23 年度より公民館を地域センターに移行することとしています。

また、住民自治協議会が設立され、受入態勢が整った地域から、地域センターの運営自体を、指定管理者制度に移行する予定にしています。

そうしたことから、住民自治協議会の事務局所在地は、現在の公民館を基本に考えています。

※公民館のない地域においては、既存の公共施設や地域集会所等を地域センター化することを検討しています。

６　事業計画・予算の作成

（１）財源の確認

まず、住民自治協議会の各活動に充当できる財源について確認します。
住民自治協議会の活動財源は、大きく２種類が考えられます。

種類	内　　容	区分
地域づくり推進交付金	各種補助金等をとりまとめた「地域づくり推進交付金」が住民自治協議会に交付されます。 この交付金が活動の中心的な財源となると思われます。 ※具体的な金額は市において制度設計中です。	独自財源
自主財源	会費をはじめ、活動参加者からの負担金、バザー売上げ、寄付金・協力金など、自主財源確保のためのさまざまな手法が考えられます。	

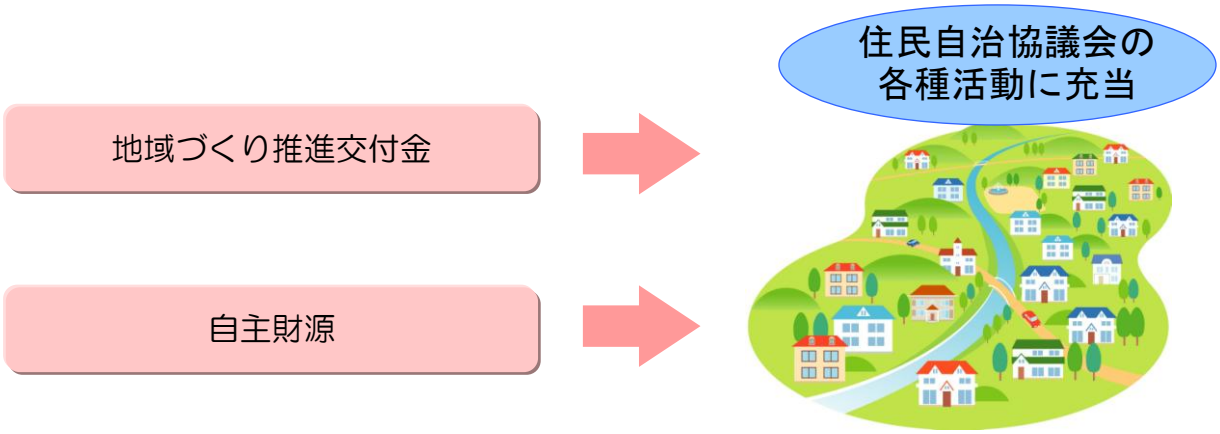

（2）事業計画・予算の作成

地域まちづくり計画をもとにして、単年度の事業計画及び予算を作成します。

計画的な事業執行に向けて、便宜上、複数年度の見込み予算について作成しておくことも考えられます。ただし、複数年度の予算額を市が保証するものではありません。

＜事業計画・予算の複数年度作成例（一部）＞

（単位：千円）

事業	実施主体	2011	2012※	2013※
ホタルの生育環境の復活	環境部会（子ども会…）	○ 100	◎ 200	★ 200
放置ゴミの清掃活動	環境部会（公衛協…）	◎ 30	◎ 30	◎ 30
道端ガーデニング事業	環境部会（各自治会…）	○ 30	◎ 50	◎ 50
合　計		160	280	280

○：調査・準備　　◎：実施　　★：完了

※2012 年度、2013 年度は見込み予算（任意）です。

7　規約を作成します

これまでの話しあいをもとに、住民自治協議会の規約を作成します。

規約には、次の事項を記載することが必要です。

規約例は、24 ページをご覧ください。

○規約の記載事項

(1) 名称
(2) 設立の目的
(3) 事務所の所在地
(4) 活動の内容
(5) 区域
(6) 構成員の資格に関する事項
(7) 代表者、役員等の職務、任期及び選出方法に関する事項
(8) 議決機関及び執行機関に関する事項
(9) まちづくり計画に関する事項
(10) 財源に関する事項
(11) 監査に関する事項
(12) 情報公開に関する事項
(13) 個人情報の保護に関する事項

８　いよいよ、設立総会の開催です

住民自治協議会は、総会の議決を経た後、必要書類を添付して市に認定申請を出し、市から認定通知を受けることで設立が完了します。

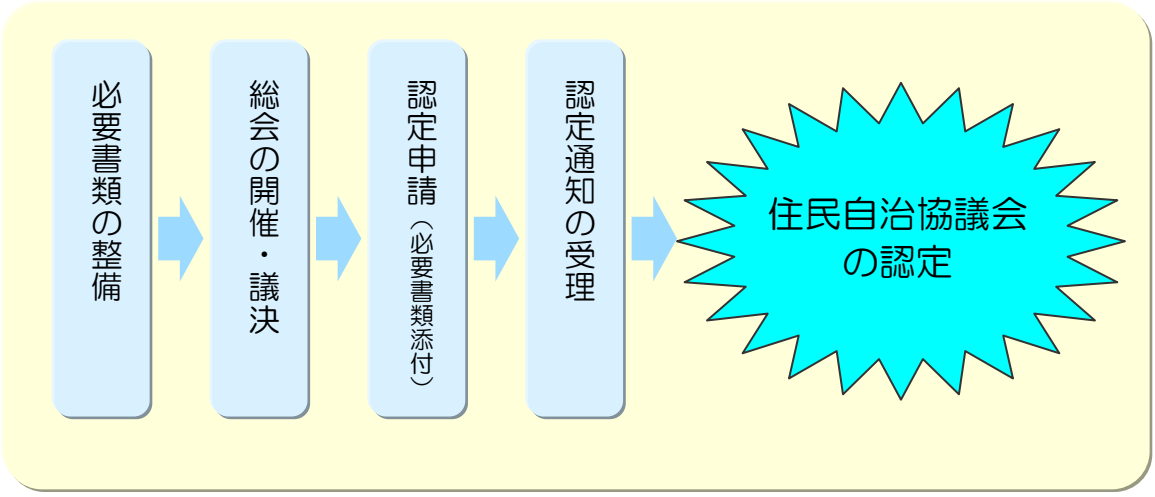

①必要書類の整備

認定申請を提出する際に必要な書類を整備します。

基本的には、これまでの作業を通じて作成されている書類が主ですが、不備・不足がないか改めてチェックします。

これらの書類は、総会の議決を経て、市への認定申請書の添付書類とします。

必要書類のリスト（再掲）

〇認定申請書
〇添付書類
①規約
（②認定を申請することについて総会で議決したことを証する書類）
③構成員及び役員の名簿
④組織図　　⑤区域を示す図面
⑥まちづくり計画　　⑦その他市長が必要と認める書類

※添付書類②は、総会の議決を経てから作成します。

②設立総会の開催

代表者が役員を招集し、住民自治協議会の設立総会を開催します。

総会において、規約、地域まちづくり計画、事業計画等の各種議題が議決されれば、市へ認定申請を行う準備が整うことになります。

市の審査・認定を経て、住民自治協議会の正式な設立となります。

第２章　協議会の設立後について

１　構成団体の活動について

住民自治協議会を構成する各種団体の活動は、従来どおり単独で行う独自の活動と、住民自治協議会の活動の一環として行う活動の２種類に分かれることになります。

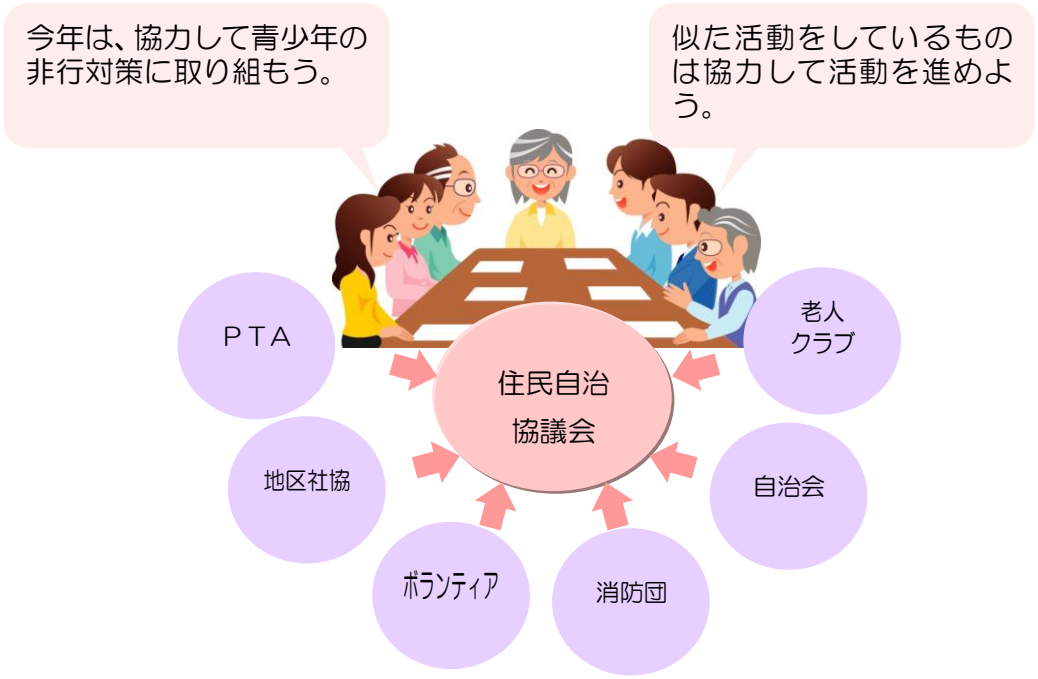

２　新しい団体・人材の参画について

設立当時は参画に至らなかった団体も、その後の呼びかけや活動の連携を通じて、住民自治協議会に参画することが望ましいと考えています。

地域にＮＰＯやボランティア団体、企業がある場合、それらの団体にも住民自治協議会の一員となってもらったり、部会単位でのプロジェクトチームに入ったりしてもらうことで、より多様な活動が期待できます。

また、地域づくりは、地域に住まう「ひと」が担うという見地から、それまであまり参加していなかった人材の発掘・育成という視点も欠かせません。

若年層や学生にもプロジェクトチームに入ってもらったりすることで、新しいアイデアが生まれたり、活動に新たな活気が吹き込まれることも期待できます。

３　地域住民への呼びかけ・お知らせについて

住民自治協議会は地域を代表する団体であり、そこで行われる活動には地域の多くの人々が関わっていくことになります。

しかし、設立後間もない期間は、住民自治協議会が設立されたことや作成された地域まちづくり計画が、まだ地域の人々に十分に認知されてないことが考えられます。

住民自治協議会が地域において広く知られることによって、新たに参画する団体や住民が増え、活動もより充実していくことができることから、地域へのお知らせや呼びかけは大切な活動の一つです。

地域への周知や呼びかけの方法として、以下の手法が考えられます。

地域への周知や呼びかけの手法（例）

〇広報誌を発行する

・定期的に広報誌を発行し、各戸に配布することは有効な広報手段です。

・活動の模様の写真や、イラストを組み込むことで、魅力的な紙面をつくることができます。

〇ホームページを開設する

・住民自治協議会の拠点となる各地域センターに整備されたパソコンやインターネット環境を活用し、ホームページを開設して、まちづくり計画や活動スケジュールなどを公開することができます。

・市としては、地域内の会員との情報共有をはじめ、他の住民自治協議会や、地域の出身者への情報提供も兼ねて、市が新たに開設した市民活動情報サイトを活用していただきたいと考えています。

〇回覧板

・内容によっては、回覧板を利用する方法もあります。

・各戸配布ほどの周知効果は期待できませんが、経費の節減には有効です。

〇アンケート

・活動の一環で、地域の住民にアンケートを取ることは、住民の方々からの意見が聞けるだけでなく、住民自治協議会のＰＲにも効果的です。

・アンケートには、郵送等による幅広い住民を対象としたものから、活動参加者に感想を聞くといった対象を絞り込んだものまで、目的に応じた方法を使い分けられます。

巻末資料

１　設立準備団体の規約例

○○小学校区住民自治協議会（仮称）設立準備会規約（例）

（名称）
第１条 本会は、○○小学校区住民自治協議会（仮称）設立準備会という。

（目的）
第２条　本会は、○○小学校区を豊かで住みやすい地域にするため、○○小学校区住民自治協議会（仮称）を設立することを目的とする。

（活動）
第３条　本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
（１）　住民自治協議会（仮称）の組織構成、規約、事業内容等を検討すること。
（２）　住民自治協議会（仮称）設立までのスケジュールを検討すること。
（３）　住民自治協議会（仮称）の設立について地域住民に周知すること。
（４）　その他目的達成のために必要な事業

（会員）
第４条 本会の会員は、別記の各団体から推薦された者、その他会長が必要と認める者とする。

（事務所）
第５条 本会の事務所は、○○に置く。

（役員）
第６条　本会に次の役員を置く。
（１）会長　　１名
（２）副会長　　若干名
（３）会計　　１名
（４）監事　　２名

（役員の任務）
第７条　役員の任務は、次のとおりとする。
（１）　会長は、本会を代表し、会務を総括し、会議を招集して議長となる。
（２）　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
（３）　会計は、本会の運営に伴う経理事務を担当する。
（４）　監事は、本会の会計監査の事務を担当する。

（任期）
第８条 役員の任期は、住民自治協議会（仮称）が設立されるまでとする。

（会議の招集）

第９条　会議は、会長が必要と認めるときに開催する。ただし、会員の過半数の請求があった場合、会長は速やかに会議を招集しなければならない。

（定足数等）

第１０条　会議は、会員の過半数の出席により成立し、会議の議事は、出席者の過半数によって決する。

２　会議に出席できない会員は、その権限の行使を他の会員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは会長に委任したものとみなす。

（経費）

第１１条　本会の経費は、会費、補助金、寄附金その他収入をもって充てる。

（会計年度）

第１２条　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（会計帳簿の整備）

第１３条　本会は、会の収入、支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

２　会員が帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、帳簿を閲覧させなければならない。

（監査と報告）

第１４条　監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、会員に報告する。

（雑則）

第１５条　この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な規則等に関しては、会長が別に定める。

付　則

この会則は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

団体名及び定数は、あくまでも例示です。

別記

団体名	定数
各行政区長	各１名
防犯組合	１名
コミュニティづくり推進協議会	１名
公衆衛生推進協議会	１名
民生委員児童委員協議会	１名
地区社会福祉協議会	１名
老人クラブ	１名
消防団	１名
自主防災組織	１名
青少年育成東広島市民会議	１名
地区生涯学習のまちづくり協議会	１名
女性会	１名
ＰＴＡ	１名
小学校区体育振興会	１名
体育指導委員協議会	１名
子ども会	１名
公民館	１名
おやじの会	１名
○○ボランティアの会	１名
小学校	１名
その他会長が必要と認める団体	各１名

２　住民自治協議会の規約例

●●小学校区住民自治協議会規約（例）

第１章　総　則

（名称）　必須（名称は自由。ただし、小学校区名をどこかに入れること。）

第１条　この協議会は、●●小学校区住民自治協議会（以下「協議会」という。）という。

（区域）　必須

第２条　協議会の区域は、●●小学校区の区域（東広島市●●町●●、●●。以下「小学校区」という。）とする。

（目的）　必須（内容は自由。ただし、区域内の住民自治を行うために結成された組織であることは明記。）

第３条　協議会は、住民が自らの小学校区の将来像を考え、その実現に向けて行動するとともに、地域が抱える課題を克服し、誰もが地域への愛着と誇りを持って、生き生きと安心して暮らせる住みよいまちづくりと、住民自治の振興に寄与することを目的とする。

（運営の原則）　任意

第４条　協議会の運営は、住民自治の基本である住民参加の自由、発言の自由等を保障する。

２　前項を達成するため、次の事項を運営の責務とする。

（１）協議会の民主制を確保すること
（２）自立した地域社会を創造し、実現に向けての取り組みを行うこと
（３）協議会への活動参加の公平性を確保すること
（４）住民等の意見や要望等の集約をすること
（５）情報の公開及び共有を行うこと
（６）その他、運営上不可欠と思われる事項を実施すること

（活動内容）　必須（活動内容は任意、特定の事業のみでは不可。政治活動及び宗教活動を行わないことは明記。）

第５条　協議会は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）地域住民の健康と福祉の増進に関すること
（２）文化・教養の向上及びレクリエーションの実施に関すること
（３）生活環境の保持や改善、向上に関すること
（４）青少年の育成に関すること
（５）防災・防火・防犯に関すること
（６）地域自治活動との連携に関すること
（７）その他、目的達成に必要な事業

２　協議会は、政治活動及び布教等の宗教活動は行わない。

（会員）　必須（区域内の住民全てが会員の資格を有することが必要。）

第６条　協議会は、小学校区に居住する住民、小学校区に活動拠点を有する各種団体、組織及び法人とする。

第２章　組　織

（組織）　必須（組織体制は任意。総会は必須。）

第７条　協議会の運営にあたり次の会議を設置する。

（１）総会

（２）理事会

（３）部会

２　協議会に、必要に応じて、総務運営会議を設置することができる。

（総会）　必須（総会は毎年１回以上は開催が必要。最低でも総会は会員であれば誰でも傍聴が可能とすること。）

第８条　総会は評議委員により構成する。

２　総会は、協議会の最高議決機関であって、毎年１回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合又は評議委員の３分の１以上の請求があった場合には、その都度臨時総会を開催する。

３　総会は、次の事項を評議決定する。

（１）まちづくり計画の承認に関すること

（２）協議会の事業計画及び予算に関すること

（３）協議会の事業報告及び決算を承認すること

（４）理事会の推薦に基づき、会長、副会長、事務局長、会計及び監事を承認すること

（５）理事会の委員を選任すること

（６）規約の制定及び改廃に関すること

（７）その他協議会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること

４　総会は公開とし、会員で傍聴を希望する者は、傍聴することができる。

（理事会）　任意（理事会をおかず役員会とすることも可能。）

第９条　理事会の理事は、総会において評議委員の中から選任する。

２　協議会の会長、副会長は理事を兼務する。

３　理事会は、常設の議決機関であって、次の事項を評議決定する。

（１）事業計画及び予算を策定し、事業報告及び決算を行うこと。

（２）会長、副会長、会計及び監事を総会に推薦すること。

（３）評議決定した事項を会員に周知すること。

（４）総会がやむを得ない事情で開催できない場合、総会機能を代行すること。

（５）その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項を議決すること。

４　理事会の委員の定数は、２０人以内とする。

（部会）　必須（執行機関の位置づけとして必要。部会制をとらない場合はこの限りではない。）

第１０条　協議会の活動を促進するため、部会を置く。

２　部会は、各所管事項の企画及び執行にあたる。

３　部会長は、部会構成員の互選により選任する。

４　必要に応じ、部会に副部会長を置くことができる。副部会長は、会長、副会長及び担当部会長協議のうえ、会長が指名する。

５　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

６　副部会長の任期は、役員の任期に準じる。

７　部会は、次のとおりとする。

（１）●●部

（２）●●部

（　）・・・

（総務運営会議）　任意（役員会とすることも可能。）

第１１条　総務運営会議は、監事を除く役員を持って構成し、各部会に係る課題、事業の執行等について、連絡、調整を図る活動をする。

第３章　評議委員

（評議委員）　任意

第１２条　評議委員は、自治会の代表者、各種団体等から推薦のあった者、●●、●●及び公募により選任されたものとする。

２　評議委員の定数は、４０人以内とし、一定数の女性委員が参画できるよう努めるものとする。

（評議委員の任務）　任意

第１３条　評議委員は、総会又は臨時総会において、第８条３項に規定する事項について評議し、決定する。

２　評議委員は、協議会の運営及び活動に関して、適宜意見を述べることができる。

（評議委員の任期）　任意

第１４条　評議委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の評議委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　評議委員は再任されることができる。

第４章　役　員

（役員）　必須（会長は１人。監事は複数人置き、他の役員を兼ねることはできない。その他は任意。）

第１５条　協議会に次の役員を置く。

（１）会長　　１名
（２）副会長　若干名
（３）事務局長　１名
（４）会計　　１名
（５）監事　　２名
（６）部会長　　●名

２　監事を除く役員は、理事会の理事を兼務できる。

３　会長、副会長、会計は、部会長を兼務できる。

４　必要に応じて理事会の承認を得て、協議会に相談役又は顧問を置くことができる。

（役員の任務）　必須

第１６条　役員の任務は、次のとおりとする。

（１）会長は、協議会を代表し、会務を総括し、総会、理事会及び総務運営会議を招集して議長となる。
（２）副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
（３）事務局長は、協議会の運営に関する事務を担当するとともに、各組織や行政との連絡調整を行う。
（４）会計は、協議会の運営及び活動に伴う経理事務を担当する。
（５）監事は、協議会の会計及び資産の状況の監査の事務を担当する。
（６）部会長は、担当部会の運営にあたる。

（役員の任期）　必須（複数年が望ましい。一般的には 2～3 年。必要に応じて任期の上限を定めることも有効。）

第１７条　役員の任期は、２年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　役員は再任されることができる。ただし、協議会の活性化のため、同じ役職への就任は、原則として連続６期を超えないものとする。

３　役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第５章　会　議

（会議の招集）　必須（過半数の数は増減できます。）

第１８条　会議は、総会を除き、会議の長が必要と認めるときに開催する。ただし、構成員の過半数の請求があった場合は、会議の長は速やかに会議を招集しなければならない。

（定足数等）　任意

第１９条　会議は、それぞれの会議の構成員の過半数の出席により成立し、会議の議事は、出席者の過半数によって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

２　会議に出席できない構成員は、その権限の行使を他の会員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは会議の長に委任したものとみなす。

３　前項の場合による委任状を提出した構成員又は他の会員を代理人として委任した構成員は、出席者とみなすものとする。

４　会議の協議は、合意に達するまで相互に努力を重ね、協議結果については相互に尊重する。

（会議における意見の聴取）　任意

第２０条　第７条に掲げる会議に、会長が必要と認めた会員及び会員以外の有識者等を招聘し、意見を聞くことができる。

（議事録）　必須

第２１条　会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）日時及び場所
（２）構成員の現在数及び出席者数
（３）開催目的、審議事項及び議決事項
（４）議事の経過の概要及びその結果
（５）議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人が署名をしなければならない。

第６章　事務局

（事務局）　任意

第２２条　協議会の円滑な運営を行うため、事務局を設置する。

２　事務局に事務局長及び事務局員を置く。

（事務局員の職務）　任意

第２３条　事務局員の職務は、次の各号に定める。

（１）協議会の運営に関すること

（２）市との連絡調整に関すること

（３）構成団体との連絡調整に関すること

（４）その他、会長が必要と認める重要なこと

（事務所）　必須（原則として公民館（地域センター）。公民館未設置区域は、集会施設等の所在地）

第２４条　協議会の事務所は、●●に置く。

第７章　まちづくり計画

（まちづくり計画）　必須

第２５条　協議会は、第３条に規定する目的の達成に向けた小学校区のまちづくり計画を策定する。

２　まちづくり計画の策定及び見直しは理事会が行う。ただし、会長が必要であると認めたときは、プロジェクトチームを設置することができる。

第８章　会　計

（経費）　必須（会費、寄附金は任意。）

第２６条　協議会の経費は、会費、補助金、交付金、寄附金その他収入をもって充てる。

（会計年度）　必須

第２７条　協議会の会計年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

２　会長は、会計年度開始後に予算が総会において議決されていない場合は、総会において予算が議決されるまでの間、前年度の予算を基準として収入支出することができる。

（会計及び資産帳簿の整理）　必須

第２８条　協議会は、協議会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。

（監査と報告）　必須

第２９条　監事は、会計年度終了後に監査を行い、監査結果を総会に報告する。

第９章　個人情報の保護・情報公開

（個人情報の保護）　必須

第３０条　協議会は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、提供及び管理等については特に慎重に行い、当初の目的以外の目的のために利用してはならない。

（情報の公開）　必須（第２項は任意）

第３１条　協議会の運営及び事業等に関し、会議の議事録、会計及び資産に関する帳簿の閲覧を請求された時は、正当な理由がない限り、前条に配慮しつつこれを認めなければならない。

２　協議会の運営及び事業については、広報紙、インターネット等を通じて、会員に情報提供を行うとともに、広聴に努めるものとする。

（情報の共有）　任意

第３２条　協議会は、地域内外の各種情報を収集するとともに、適時関係団体等に提供し、それぞれ情報を共有し、協議会の運営及び活動を行う。

第１０章　雑　則

（その他）　任意

第３３条　この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な規則等に関しては、理事会で定める。

附　則

（施行期日）

１　この規約は、平成●年●月●日から施行する。

２　協議会の設立当初のまちづくり計画は、第２５条各項の規定にかかわらず、設立準備委員会で策定する。

３　協議会の設立初年度の会計年度は、第２７条各項の規定にかかわらず、総会で設立議決のあった日から平成●年３月３１日までとする。

３　他市における組織構成例

① 安芸高田市　川根振興協議会

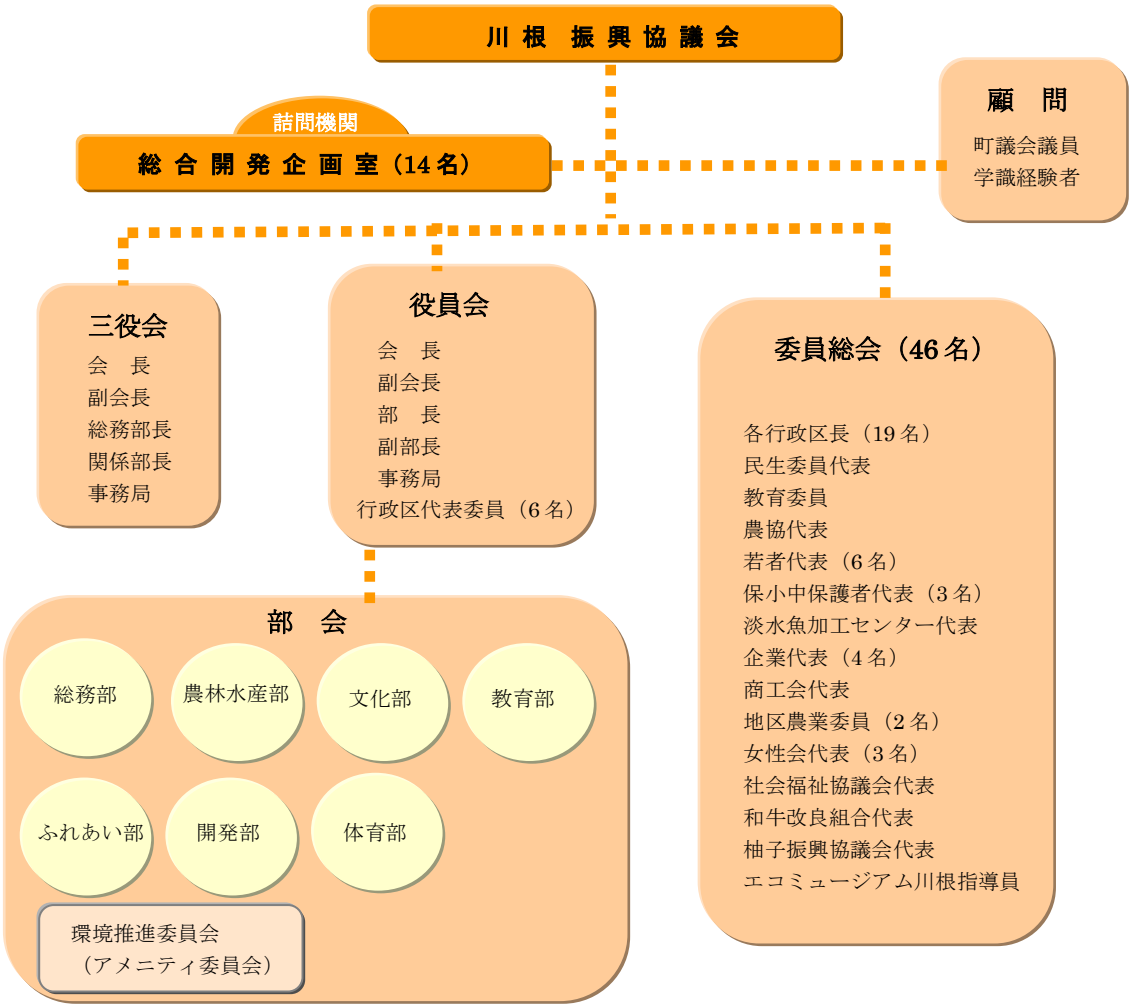

昭和 47 年 2 月に結成した「川根振興協議会」が、7 月の大洪水時に災害復旧活動を展開し、それを機に、旧川根村の全戸（264 世帯）と区域内全団体を構成員として組織化。

②呉市　第２地区まちづくり委員会

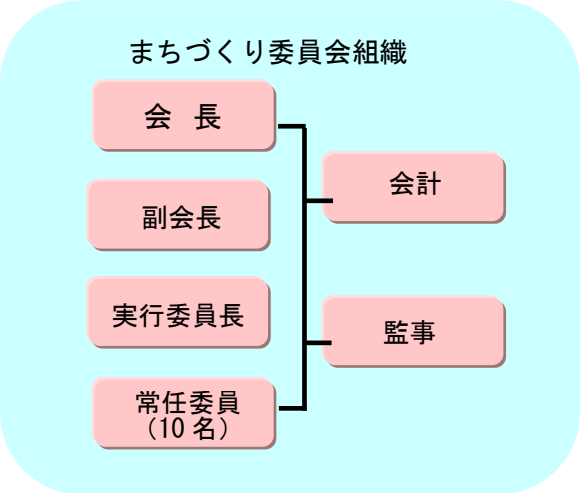

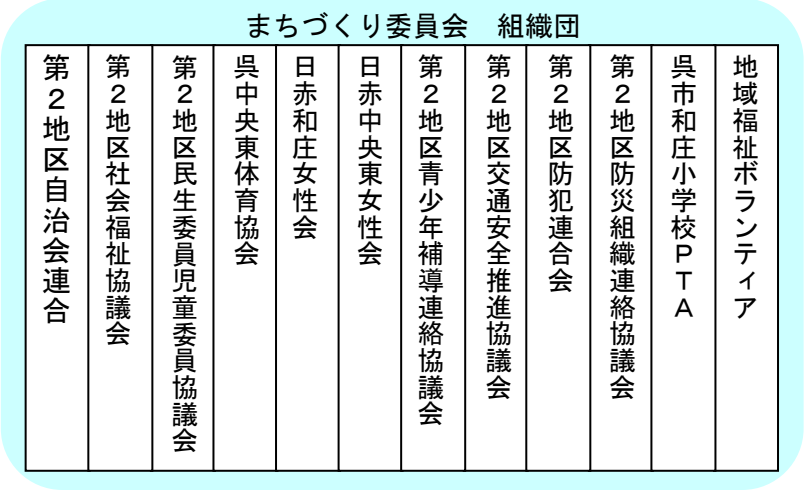

③ 呉市　安浦町まちづくり協議会

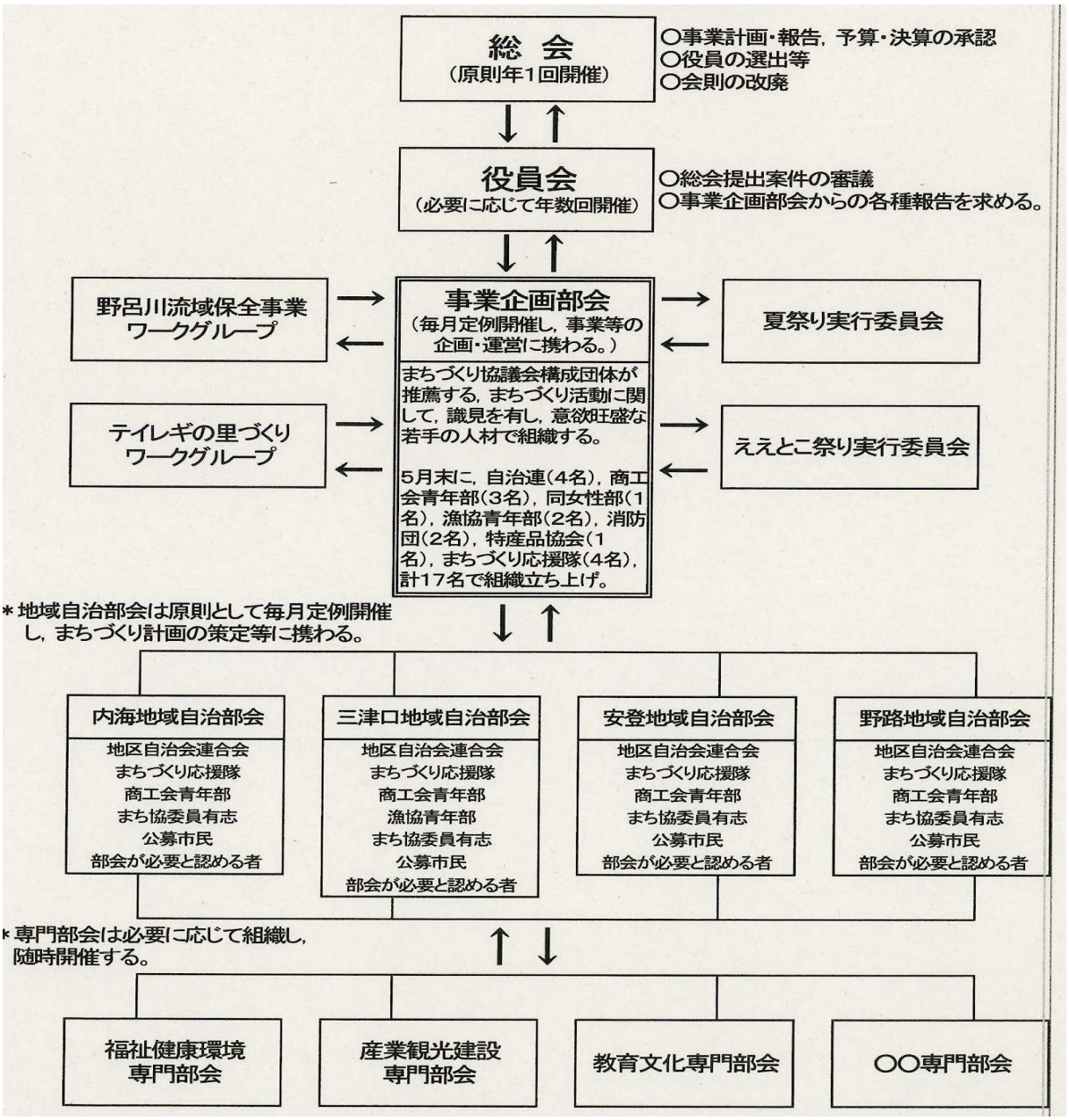

④ 三次地区自治会連合会（広島県三次市）

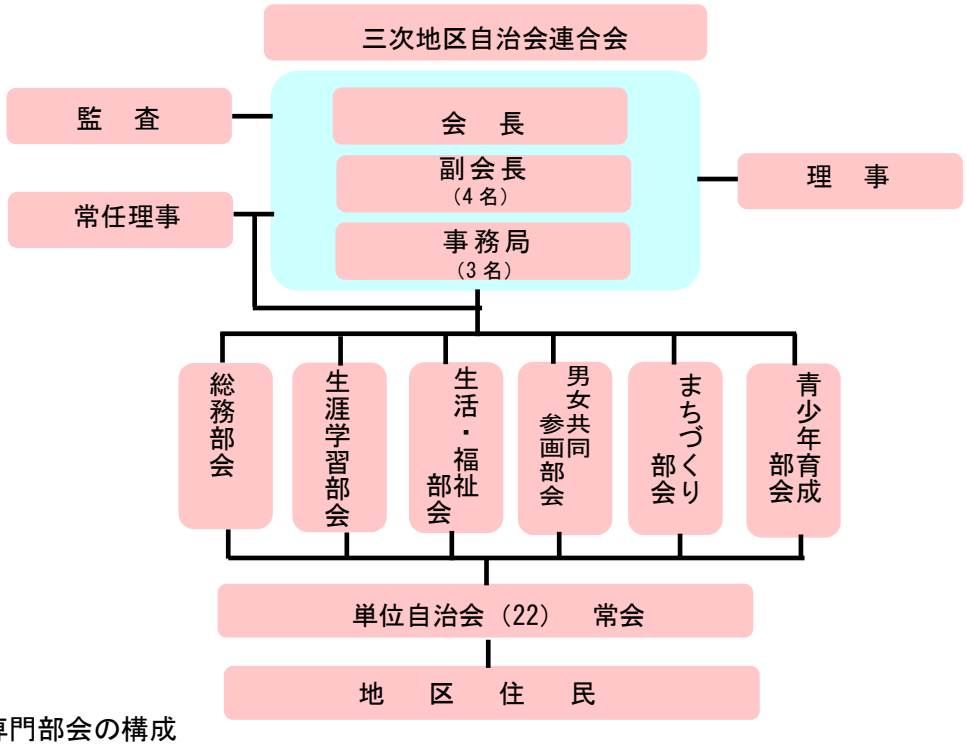

専門部会の構成

青少年育成部会	まちづくり部会	男女共同参画部会	生活・福祉部会	生涯学習部会	総務部会
●青少年健全育成 ●青少年地域活動の推進 ●家庭教育の推進 ●子供会の育成 ●生涯スポーツの振興 ●健康の増進 ●ニュースポーツの振興	●人権尊重の明るいまちづくり ●消防団活動支援 ●環境の美化・保全 ●新しい地域課題を掘り起こす ●花と緑いっぱい運動の推進 ●地球環境・リサイクル ●地域内防犯活動 ●自主防災組織結成	●男女共同参画の社会推進	●高齢者の支援活動 ●サロン支援 ●高齢者・障害者福祉活動関連 ●高齢者の生きがいづくり支援	●ふるさとの文化伝承と創造 ●歴史を知る ●文化的事業の企画・実施 ●教養・文化知識向上の支援	●●各部会の連絡調整 ●他部会に属さない事業の企画・実施
青少年育成三次町民会館 三次地区体育振興会 三次小学校　三次小学校ＰＴＡ 三次中学校　三次中学校ＰＴＡ アクティブ協議会 三次子育て支援部育児支援課	三次地区自治会連合会 三次地区公衆衛生推進協議会 三次地区消防団三次方面隊 三次地区消防団三次方面隊後援会 三次地区交通安全協会 三次地区防犯組合 歴みち協議会	三次町女性会　三次西女性会 三次市食生活改善推進協議会三次支部 三次地区ボランティアグループ	三次地区社会福祉協議会 三次地区老人クラブ連合会 三次地区民生委員・児童委員	三次地区自治会連合会	三次地区自治会連合会 三次商工会議所

⑤ 西山まちづくり協議会（コミュニティ西山）

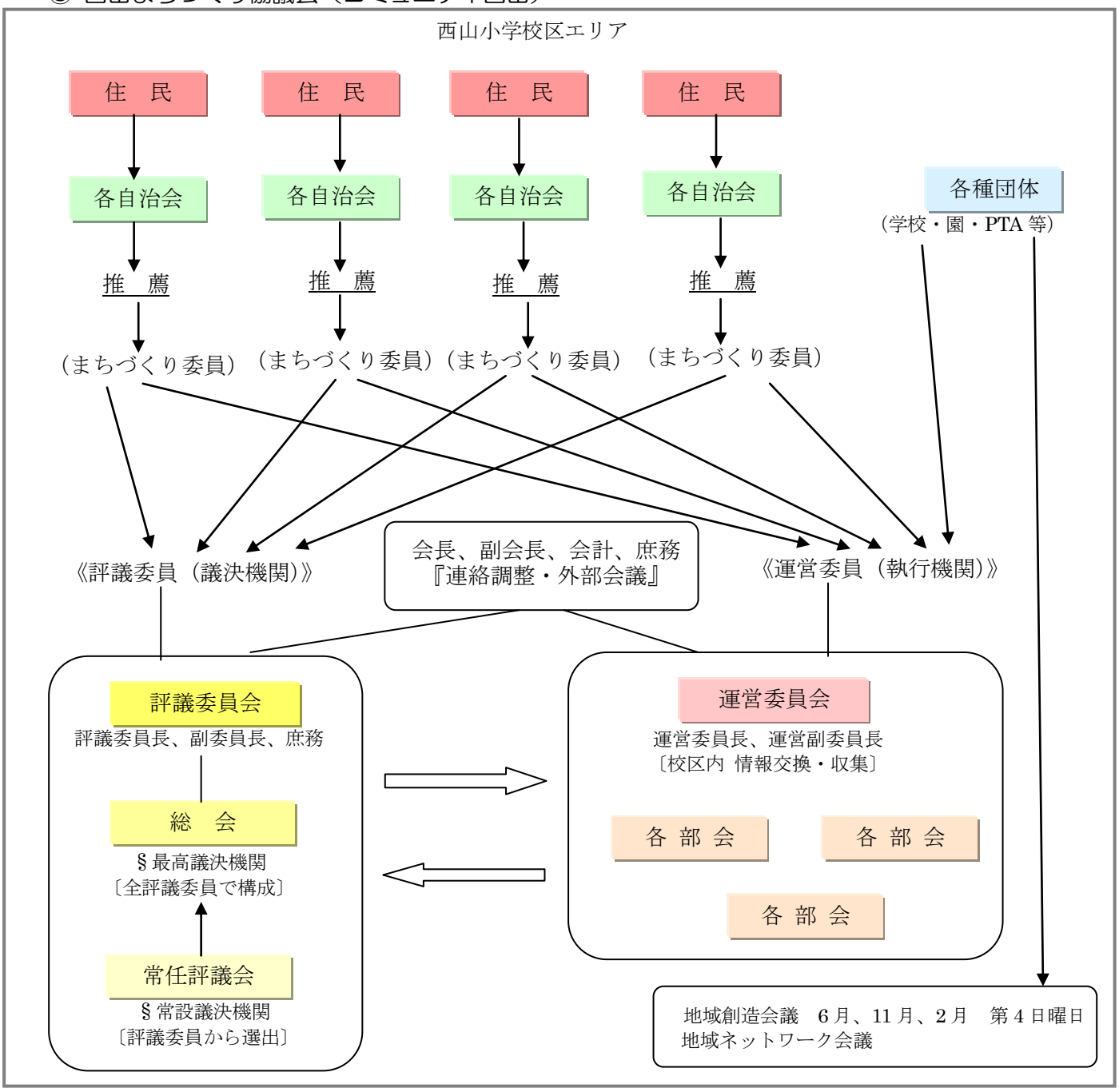

★　委員全体で取り組む活動担当
- バスツアー～　7 月
- みやままかねまつり　8 月
- 西山まつり　10 月
- コンサート　12 月 or　1 月
- わいわいフェスティバル　3 月
- 県民交流広場検討チーム（各自治会・コミュニティ）

★　部会の部長・副部長
① 文化交流
② 環境
③ 安全
④ 健康推進（地域福祉）
⑤ 広報（まとめ）

☆　各活動、部会に広報担当を 1～2 名配置。広報部会に状況やニュースを提供。
☆　広報部会はそれを編集掲載。印刷は各担当も協力。

⑥ 南部まちづくり協議会（愛知県高浜市）

■まちづくりの推進体制

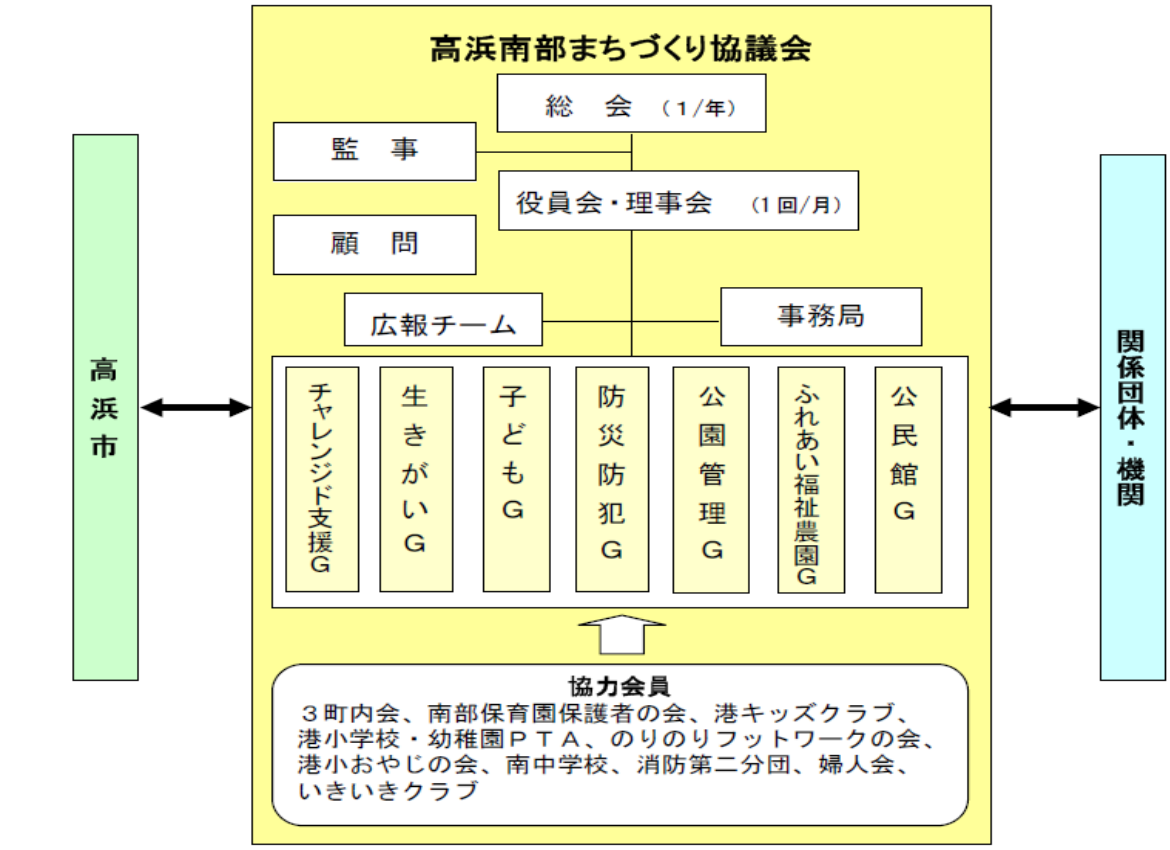

⑦ 吉浜まちづくり協議会（愛知県高浜市）

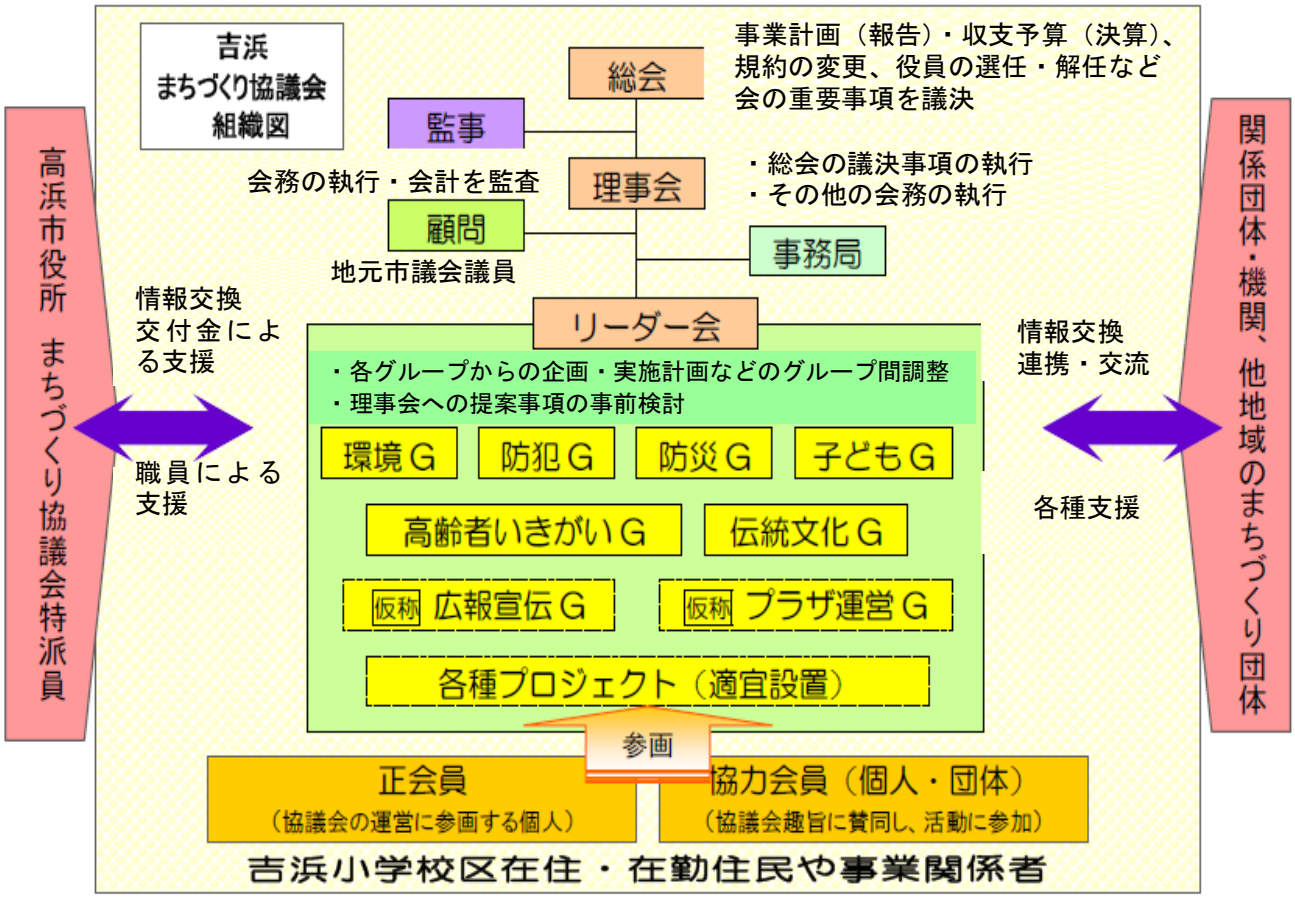

⑧ 高取まちづくり協議会（愛知県高浜市）

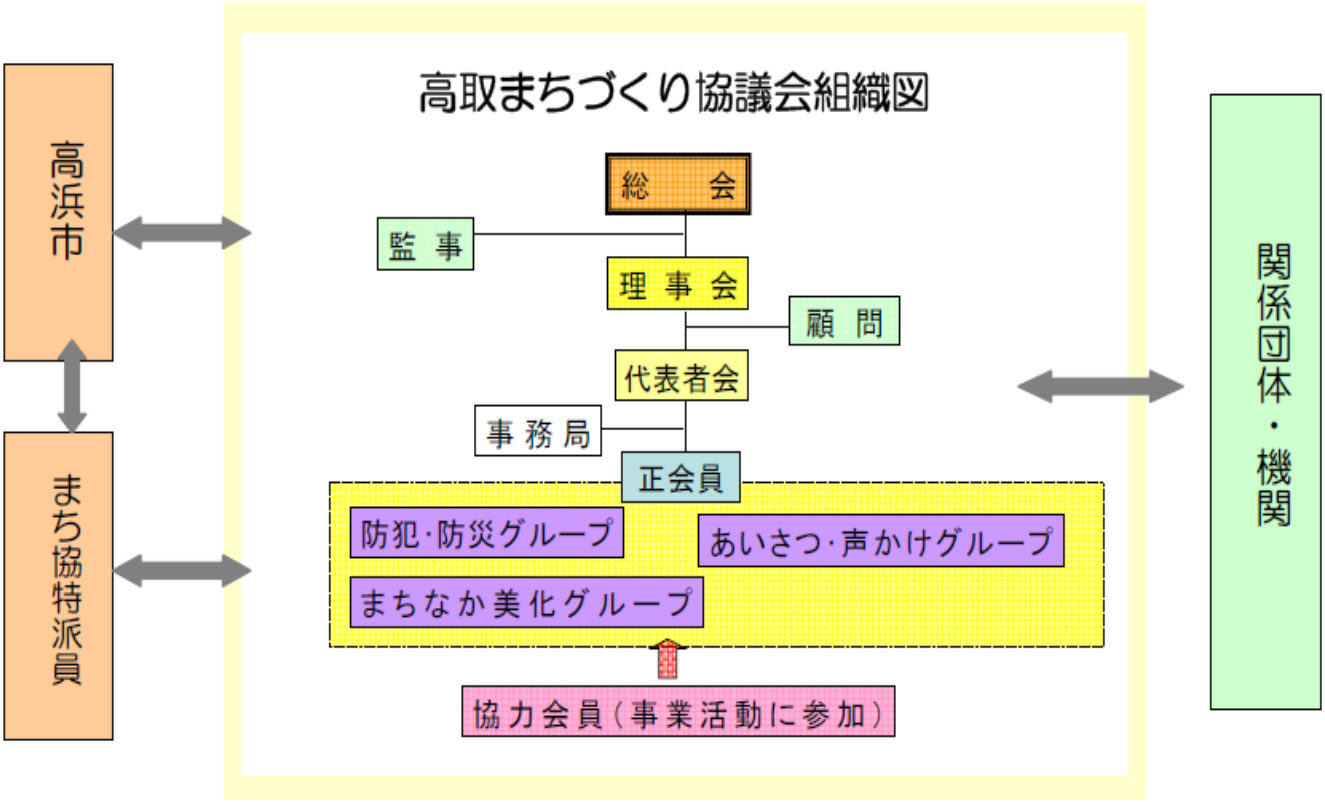

⑨ 翼まちづくり協議会（愛知県高浜市）

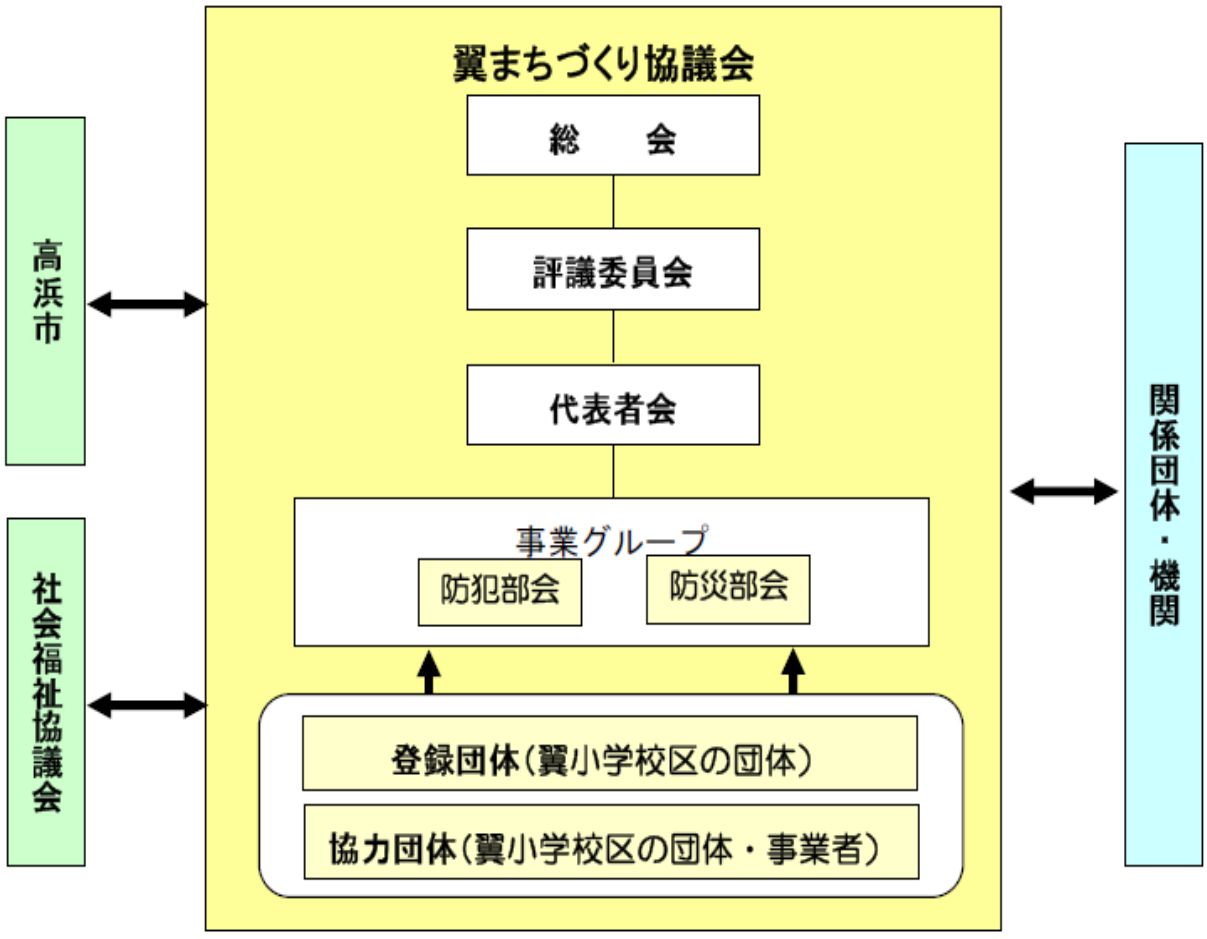

⑩ 中ノ郷ふるさとづくり協議会（鳥取県鳥取市）

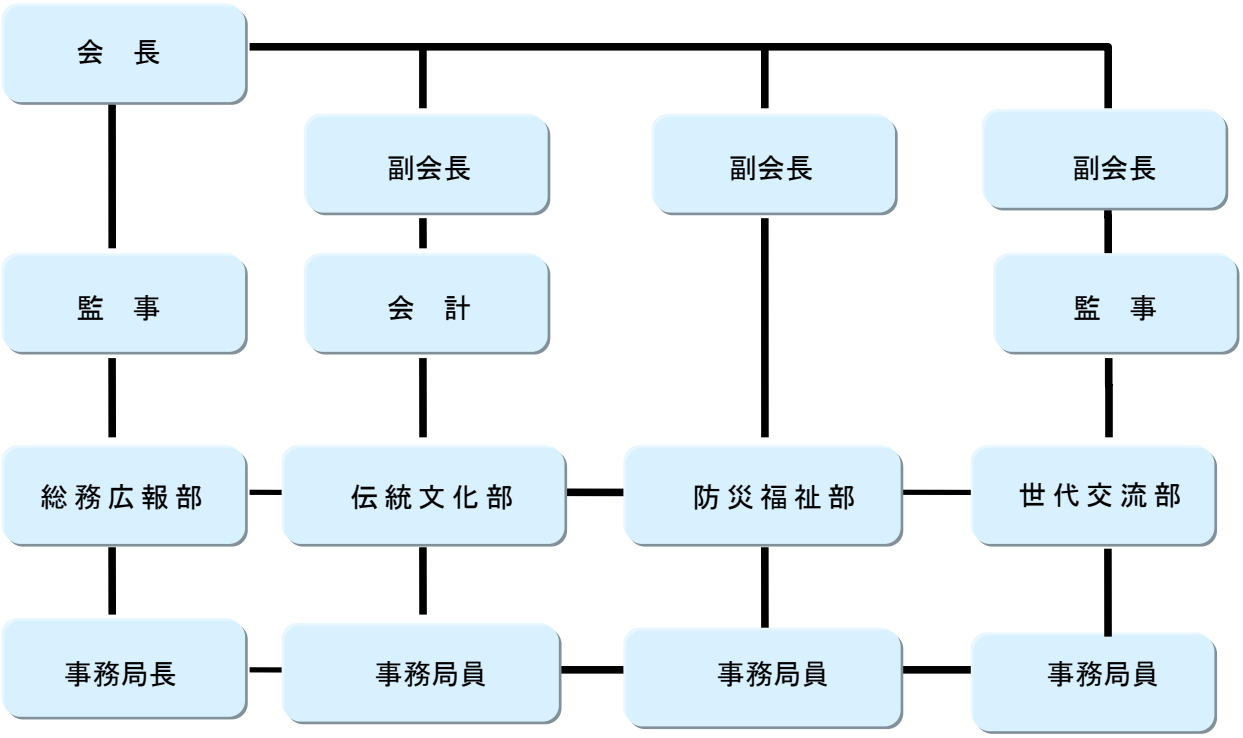

⑪ 湖山西まちづくり協議会（鳥取県鳥取市）

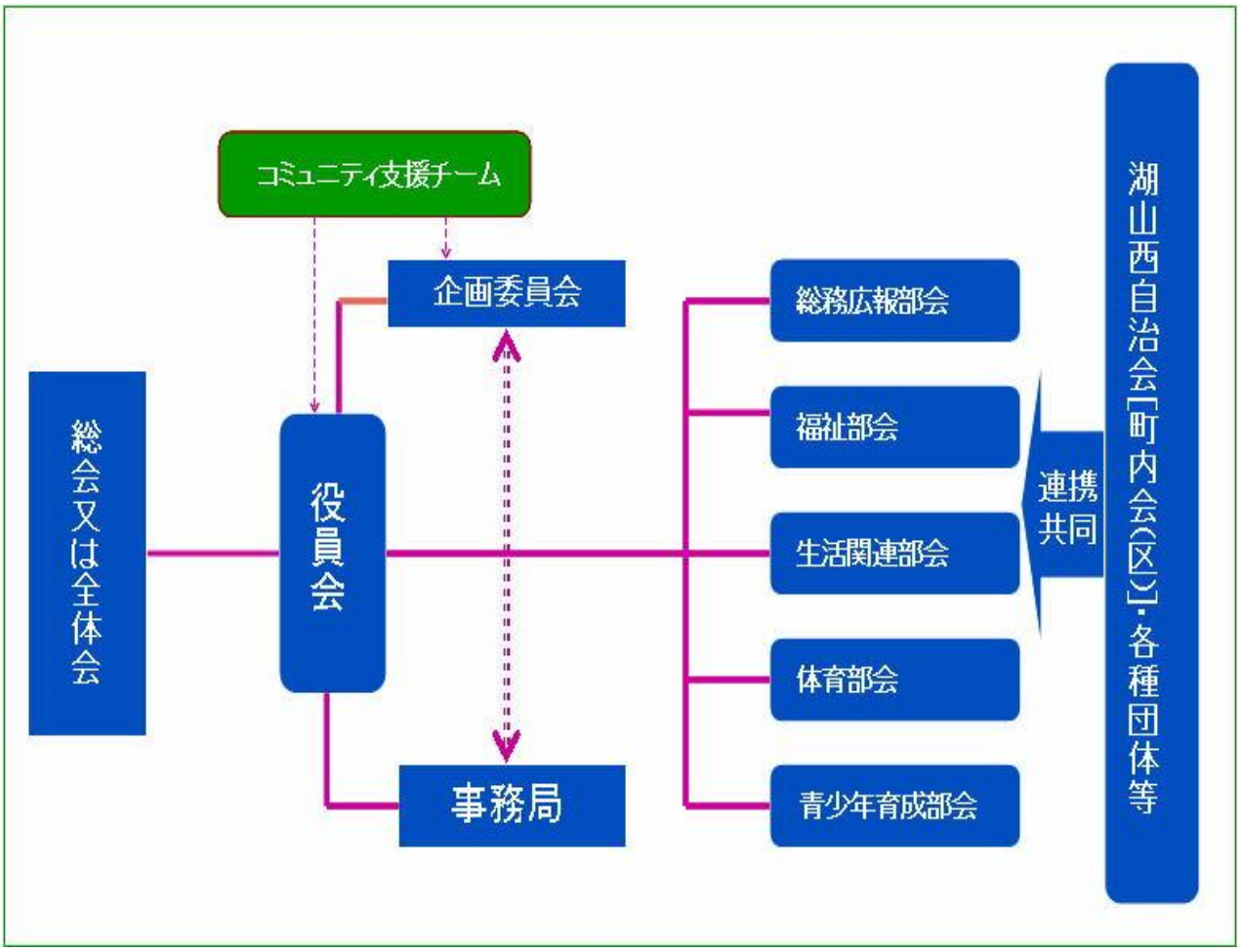

⑫ 永源寺地区まちづくり協議会（滋賀県東近江市）

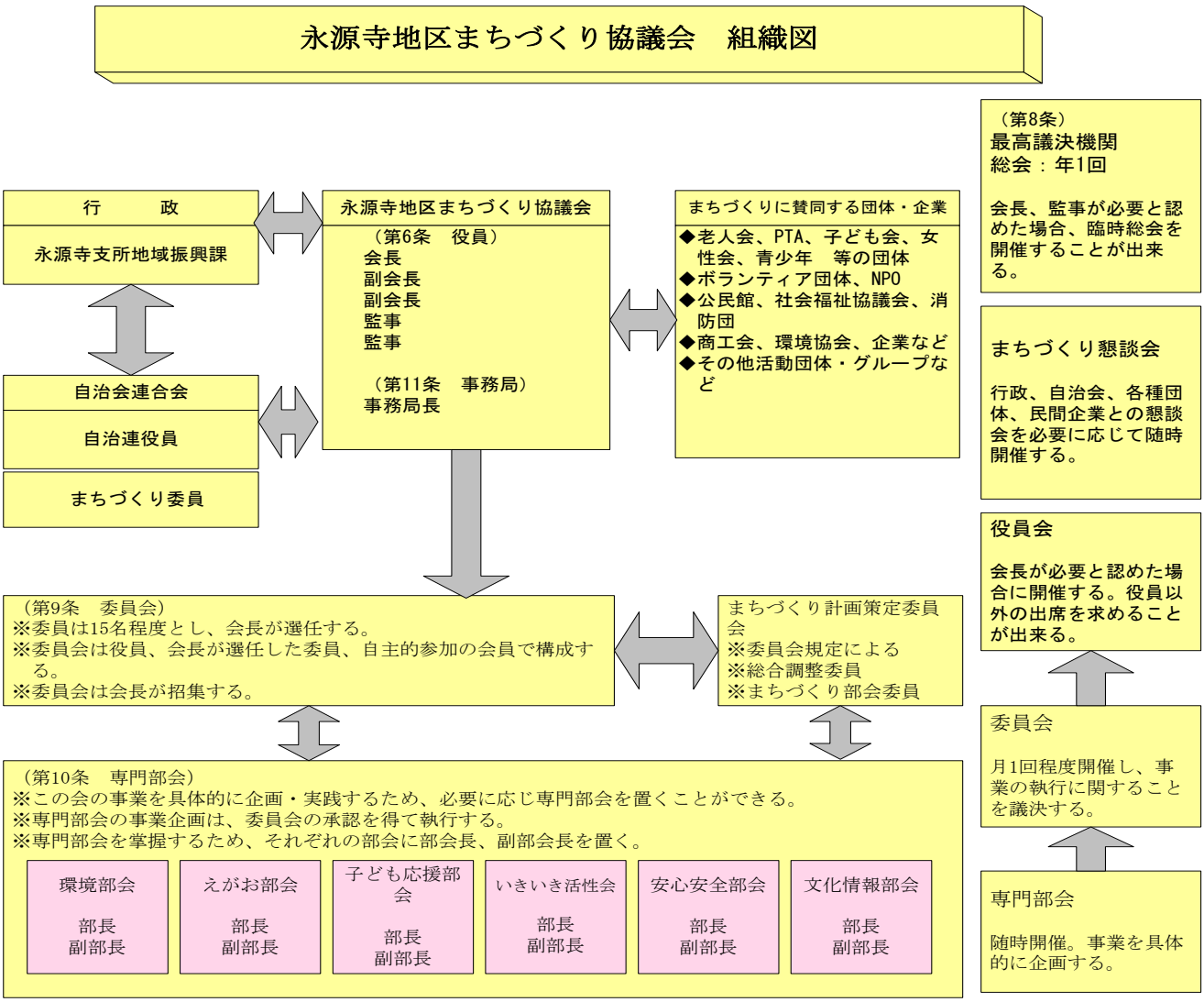

⑬ 男木地区コミュニティ協議会（香川県高松市）

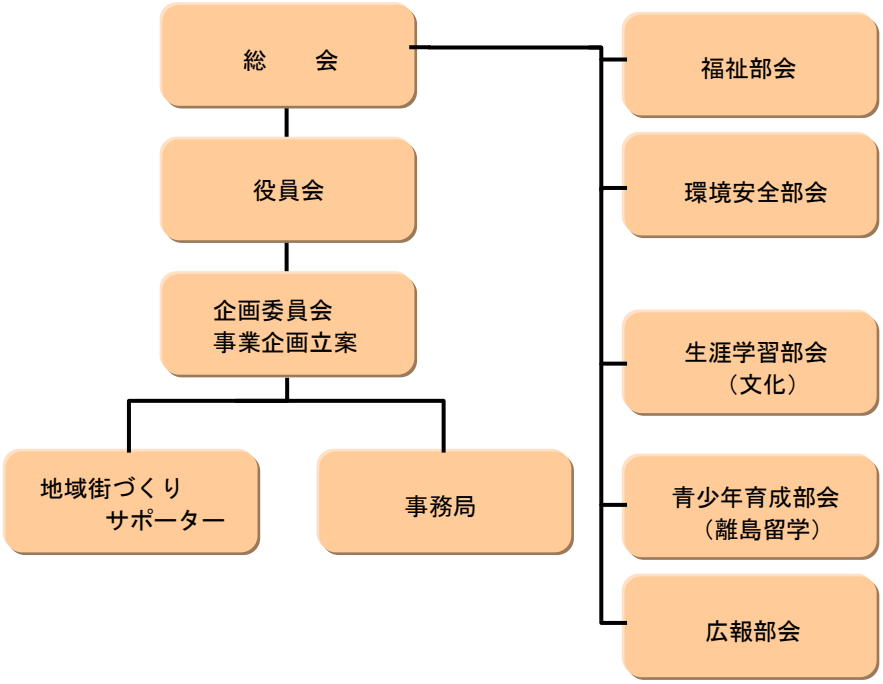

住民自治協議会設立ハンドブック（第１版）

発行日：平成 22 年８月
発行者：東広島市 企画振興部 地域政策課
〒739-8601　広島県東広島市西条栄町８番 29 号
電話（082）420-0401　FAX（082）420-0402
E-mail
hgh200401@city.higashihiroshima.hiroshima.jp